

釧路市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

（設置）

第1条 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進にあたり、その施策が着実に効果を現す方向に向かうよう、専門的かつ客観的な視点から助言を得るため、釧路市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の推進にあたり、施策の進捗や重要業績評価指標（K P I）の検証結果を踏まえ、総合戦略について専門的かつ客観的な視点から助言を行う。
- (2) 総合戦略の策定及び改定に関わる協議及び助言を行う。

（組織等）

第3条 推進会議は、委員15名以内により組織する。

- 2 委員は、総合戦略に関して見識を有する者の中から市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第5条 推進会議に議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長は、互選による。
- 3 議長は、推進会議を代表し会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、議長が必要に応じて委員を招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総合政策部企画課が処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。